

資料2 答 申

平成26年 3月27日

精華町長 木村 要 様

精華町地域福祉計画策定委員会

委員長 上野谷 加代子

精華町地域福祉計画について（答申）

平成25年 7月11日付け5精福第984-1号の諮問について、下記のとおり答申します。なお、2次計画は、1次計画の理念を継承することとし、この答申に基づき速やかに計画を改定し、更なる推進を図られるよう希望します。

1 日常生活圏域における地域ぐるみの支え合いの実現

第2次計画の期間において介護保険制度の見直しが予定されており、要支援の方の生活を地域ぐるみで支えていくことが求められています。

要配慮者は地域福祉活動を支える主体の一人でもあります。日常生活の中で役割をもっていつまでも地域と関わって暮らせるように、多様な主体が協働することで、地域ぐるみの支え合いの実現をめざしてください。

2 安心して住めるまちをめざす地域包括ケア体制の実現

第2次計画の重点施策として、地域包括支援センターの拡充を図るとともに、医療・保健・福祉等の専門職が連携した地域包括ケアの実現を掲げています。

地域包括ケアは理念の段階です。フォーマル・インフォーマル組織が連携した体制づくりや、そこでの取り組みを通じて、モデル校区においてその理念を形にしていくことをめざしてください。

3 校区圏域の地域福祉活動の支援

第2次計画では、住民主体の校区中心組織として、せいか地域福祉ドットコムを位置づけました。

今後は、町社協の施策と連携して、校区中心組織の役割や体制等を規定するとともに、京都府の交付金終了後に向けた自立的運営に取り組んでいく必要があります。

精華町らしさのシンボルとして、地域住民に支えられた中心組織をめざすせいか地域福祉ドットコム

4 新たな地域福祉活動の担い手の養成

地域福祉活動の担い手をみると、高齢化やメンバーの固定化が進んでいることから、町社協と連携した担い手の養成に取り組む必要があります。

リタイア層などの地域住民や企業ボランティア、町内事業者など、多様な担い手を対象とするとともに、有償ボランティアの導入など、新たなしくみづくりについても検討してください。

5 顔が見える地域福祉計画の推進

貴町は既存地域や、昭和40年代以降に開発された地域や学研地域など、多様なコミュニティで構成されています。

多様な地域性や、顔の見える関係づくりの取り組みが可能な人口規模であることを活かして、事業の着実な推進に努めてください。また、国や京都府の動向やニーズに的確に対応していくためにも、計画を弾力的に見直すようにしてください。

以上